

さんぽうかい
社会福祉法人 三宝会 居宅介護支援重要事項説明書

1 事業所の概要

(1) 支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	浅羽ケアマネジメントセンター
所在地	静岡県袋井市浅羽4140
管理者の氏名	森田 文江
電話番号	0538-23-0304
FAX番号	0538-23-0305
事業者指定番号	2276600042
サービス提供地域	原則として袋井市内

(2) 事業所の職員体制（介護支援専門員）

資格	氏名	常勤専従	非常勤専従	常勤兼務
主任介護支援専門員	もりた ふみえ 森田 文江			1
〃	みぞぐち りかこ 溝口 利加子	1		
〃	すぐり あきみつ 村主 明光	1		
〃	かわもと よしかず 河本 能一	1		
介護支援専門員	ながた あやみ 永田 絢弓	1		
〃	てらい しほ 寺井 志穂	1		

(3) サービス提供の時間帯

営業日	営業時間帯
月～土	8:15～17:15
営業しない日	日曜・12月30日～1月3日（年末年始）

※24時間電話による連絡・相談対応は可能です。

営業しない日・時間外は、居宅専用携帯電話に転送されます。

土曜日は日直1名体制で稼働します

2 事業の目的と運営方針等

(1) 事業の目的

要介護状態にある方の意思及び人格を尊重し、要介護者の立場にたった適切な指定居宅介護支援の提供を確保することを目的とします。

(2) 運営方針

1. 利用者が可能な限り自宅で、自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮します。
2. 利用者の選択に基づき、保健・医療・福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
3. 利用者の意思および人格を尊重し、利用者の立場に立って、公正中立にケアマネジメントを行います。
4. 運営にあたっては、関係市町、地域包括支援センター等、関係機関との連携に努めます。

3 秘密保持義務

- (1) 業務上知り得た利用者または、その家族等の秘密を保持します。
- (2) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者または、その家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。(社会福祉法人三宝会 就業規則 第22条)

4 緊急時における対応方法

居宅介護支援の提供より事故が発生した場合には、利用者および家族に連絡を行うと共に市町（保険者）に連絡を行い、必要な措置を講じます。

5 居宅介護支援業務の実施

- (1) 事業所の管理者は介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者または、家族等に対してサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明し文書により同意を得るものとします。また、電磁的記録による対応を行うことがあります。
- (3) 交付、説明、同意、承諾その他にこれらに類するもののうち、規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては利用者等の承諾を得て、書面に代えて、電磁方法によることができるものとします。
- (4) 指定居宅介護支援の利用の開始に際し、利用者は複数の指定居宅サービス事業所等を紹介するよう求めることができ、また居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

- (5) 前6月間に事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、通所介護福祉用具貸与、地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、並びに事業所において作成された居宅サービス計画に位置づけられた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき、きちんと説明して理解が得られるように努めます。

また、前6月間については毎年度2回、次の期間における、事業所において作成された居宅サービス計画を対象とします

(ア) 前期 (3月1日から8月末日)

(イ) 後期 (9月1日から2月末日)

6 サービス内容

(1) 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成・管理

ア 利用者の居宅への訪問をして、利用者及び家族等に面接して利用者の自立支援に向けての課題の把握に努めます。

イ 利用する居宅サービス等の選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業所等に関する情報を利用者またはその家族等に提供します。

ウ 介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導や指示を行いません。

エ 使用アセスメント方式等

事 項	内 容
アセスメント(評価)の方法	袋井市共通アセスメントシート
職員研修の有無	有

(2) サービス事業者との調整及び連携

(3) 要介護認定の申請代行（ご依頼がある際には）

(4) 給付管理票の作成・管理

(5) 介護保険施設への紹介

(6) 各種介護相談

(7) 入退院・退所時の支援

ア 利用者が入院するにあたって、利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報を病院等に提供します。

イ 利用者が退院・退所し居宅サービスを利用する場合当該病院等の職員から、利用者に関する必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画の作成をします。

7 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため必要な体制の整備を行い、従業者に対し、研修を実施していきます。

- (1) 虐待防止に関する責任者に選定します。

虐待防止に関する担当責任者	河本 能一
---------------	-------

- (2) 利用者及び事業所等からの連絡・通報を受けた際に、適切に対応するための体制整備を行います。
- (3) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施します。
- (4) 成年後見制度の利用を支援します。
- (5) 地域包括支援センター等の関係機関との虐待等における通報先との連携協力を努めます。

8 身体的拘束等の原則・禁止について

事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やめを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむ得ない理由を記録することとする

9 感染症対策について

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように措置を講じます。

- (1) 事業所は6ヵ月に一回以上感染症対策委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことのできるものとする）を開催し、その結果を他の介護支援専門員に周知徹底します。

感染症に関する担当責任者	溝口 利加子
--------------	--------

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 事業所は感染症の予防及びまん延の防止のための体制整備を行います。
- (4) 感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的実施します。

10 勤務体制の確保

事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上の必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を実施します。

- (1) 管理者は職員の変化を的確に把握し、日頃から職員との良好な関係を築けるように努めます。
- (2) 従業者が報告・相談しやすい窓口を設置します。
- (3) ハラスメントが発生した原因や経過を明らかにすることに努めます。

- (4) 再発を防止する対策を講じます。
- (5) ハラスメントの状況把握のため年1回ストレスチェックを実施します。
- (6) 利用者又は家族から暴力・暴言・ハラスメント等の著しい迷惑行為がある場合は、責任者に報告し対策を講じます。

ハラスメントに関する法人責任者	三宝会法人本部事務局長 荒浪 威
-----------------	------------------

11 業務継続計画の策定について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12 利用者負担金

・利用料金

要介護認定された方は、介護保険で全額給付されますので自己負担金はありません。

介護支援専門員一人当たり取扱い件数 40 件未満

居宅介護支援費 (一ヶ月あたり)	要介護 1・2	要介護 3・4・5
	1086 単位	1411 単位

ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員を配置している事が要件

(50 件未満)

居宅介護支援費 (一ヶ月あたり)	要介護 1・2	要介護 3・4・5
	1086 単位	1411 単位

利用者様の状況や対応方法に応じて算定する加算

初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合 要介護状態区分 2 段階以上変更時計画を作成した場合	300 単位/1 月
通院時情報連携加算	医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師に心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又はから利用者に関する必要な情報提供を受けたうえでケアプランに記録した場合	50 単位/1 月
入院時情報連携加算 (I)	病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報を行った場合	250 単位/1 月
入院時情報連携加算	病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に	200 単位/1 月

(Ⅱ)	当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合 営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む	
退院・退所加算 (Ⅰ)イ	病院等の職員から当該利用者の情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けている。	450 単位/月
退院・退所加算 (Ⅰ)ロ	病院等の職員から当該利用者の情報提供をカンファレンスにより一回受けている	600 単位/月
退院・退所加算 (Ⅱ)イ	病院等の職員から当該利用者の情報提供をカンファレンス以外の方法により二回以上受けている	600 単位/月
退院・退所加算 (Ⅱ)ロ	病院等の職員から当該利用者の情報提供を二回受けており、うち一回以上はカンファレンスによること	750 単位/月
退院・退所加算 (Ⅲ)	病院等の職員から当該利用者の情報提供を三回以上受けており、うち一回以上はカンファレンスによること	900 単位/月
ターミナルケア マネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合	400 単位/月
緊急時等 居宅カンファレンス 加算	病院等の求めにより病院等の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	200 単位/1回
特定事業所加算Ⅱ	特定事業所加算算定要件を満たしていること	421 単位/月

※年実績にてつける加算

- ・ 特定事業所加算Ⅳ 125 単位/月

居宅介護支援にあたる交通費はいただきません。

※H27年4月1日より、袋井市は7級地であるため、居宅介護支援は1単位=10.21円で計算になります。

1.3 サービス実施

サービスの実施区域は原則として袋井市内とする。

それ以外の区域は要相談とさせていただきます。

14 相談窓口、苦情対応

★サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所 ご利用相談室	苦情解決責任者 森田 文江 苦情受付担当者 溝口 利加子 所在地 袋井市浅羽4140 電話番号 0538-23-0304 FAX 0538-23-0305 対応時間 月～金 午前8時15分～午後5時15分
----------------	---

★公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

袋井市役所 (保険課)	所在地 静岡県袋井市新屋1丁目1番地の1 電話番号 0538-44-3147 FAX 0538-43-6285 対応時間 月～金 午後8時30分～午後5時15分
静岡県国民健康保険団 体連合会(国保連) 苦情相談係	所在地 静岡県静岡市葵区春日町2丁目4番34号 電話番号 054-253-5590 FAX 054-205-3315

15 支援事業者（本部）の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 三宝会
代表者名	理事長 岡田 泰稔
本部所在地・連絡先	所在地 静岡県袋井市浅名1577番地の1 電話番号 0538-30-7825 FAX 0538-23-4891

令和 年 月 日

居宅介護支援の開始にあたり、ご利用者またはご家族様に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

<事業者>

所在地 静岡県袋井市浅羽 4140

事業者名 浅羽ケアマネジメントセンター

管理者名 森田 文江 印

(指定番号 2276600042)

<説明者>

所属 浅羽ケアマネジメントセンター

氏名 介護支援専門員 印

私は、本書面により事業者から居宅介護支援について重要事項の説明を受けました。

<利用者>

住所 _____

氏名 _____ 印

<利用者代理人>

住所 _____

氏名 _____ 印